

大阪市市民活動推進事業運営会議委員公募要領

制 定 平成19年 4月 1日

最近改正 平成27年 4月 1日

(趣 旨)

第1条 この要領は、大阪市市民活動推進事業運営会議の委員の公募等について、必要な事項を定めるものとする。

(応募の資格)

第2条 公募による委員（以下「公募委員」という。）に応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、次の条件を満たす者とする。

- (1) 大阪市に在住又は在勤、在学している者
- (2) 大阪市の附属機関の委員になっていない者
- (3) 大阪市職員でない者

(公募委員数)

第3条 公募委員数は、1名とする。

(公募委員の募集方法)

第4条 公募委員の募集にあたっては、大阪市ホームページ等で広く周知する。

2 応募者には、「市民活動の支援と活性化」に関する小論文等の提出を求める。

(選考会議の開催)

第5条 公募委員の選考にあたっては、選考会議を開催する。

- 2 選考会議は、市民活動の推進をはじめ、行政全般に関し、優れた識見を有する者4名以内の委員をもって開催する。
- 3 選考会議の座長は、委員の互選により定める。
- 4 座長は、会議の議事を進行する。
- 5 座長に事故のあるときには、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。
- 6 選考会議は、非公開とする。
- 7 この要領に定めるもののほか、選考会議の議事その他の運営に関し必要な事項は、市民局長が定める。
- 8 選考会議の庶務は、市民局において処理する。

(公募委員の選考)

第6条 公募委員の選考にあたっては、第4条第2項の規定により提出された小論文等により判断する。ただし、必要に応じ、選考会議による面接を行うことができるものとする。

(選考結果の通知)

第7条 選考の結果については、応募者本人に対して通知するものとする。

(その他)

第8条 この要領の施行について必要な事項は、市民局長が定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年7月16日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成27年4月1日から施行する。